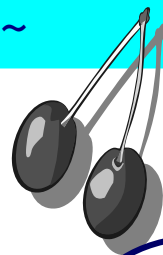


# さくらんぼ



2011  
vol. 13

## ワーク・ライフ・バランス【仕事と生活の調和】

北海道女性協会主催

～妻が急に寝込んだ…「困った、どうしよう？」の解決策～

### 男女共同参画週間記念講演「男女共同参画この10年の歩みと課題」から

#### 【我が家の毎日をふり返れば…】

毎朝、夫と子どもをそれぞれ仕事と学校に送り出して、妻は家事が続く毎日。おばあちゃんは近所の集まりへ、おじいちゃんは縁側で囲碁。子どもの頃を振り返るとこういう情景が思い浮かびます。そして現在、それが普通の毎日、と思っている人も多いかもしれません。夫が働きお給料を得て、家庭をきりもりする妻と子どもたち、おじいちゃん、おばあちゃんを養います。仕事と家事、担う人が決まっていますね。

もしも……家計を支える夫が仕事を失ったら？どうやって生活していこう？または、妻が急に病気になったら？誰が食事を作るの？役割分担がはっきりしすぎていて、代わりがない。「どうしよう？」では済まされない深刻なことになります。

#### 【男女共同参画がめざすもの】

6月28日(火)に札幌市で行われた講演会での国際大学教授 林 美枝子さんのお話は、こういった「どうしよう？」を解決するヒントが盛りだくさんでした。

林教授は、先ほどの家族を「近代家族」と定義しています。家庭全体では完結していてバランスがとれていますが、一人ひとりの役割はたいへん限定されていて、妻の生き方には無償労働をする「家庭」しかなく、夫には有償労働の「職業」しかありません。こういったアンバラ



林教授の熱心なお話に引きこまれ、大変楽しい時間でした。

ンスな生き方を是正するために、夫に「家庭」を、妻に「職業」を加えなければならない、とお話されていました。

世界中に存在する、この役割が性別により固定して分担される環境こそを指し、国連は「性別による格差は人間開発を阻害するものである。この格差の是正が20世紀の最後の課題である」と提起したのでした。

人は生まれおちた環境のなかで成長し、様々な選択をし、多くのことを成しとげます。世界中の国々の中、生まれおちたところがたまたま性差によって生き方に枠がはめられていたら、自分の意思で生きる選択を行うことが難しく、限定された道しか選べない、とってしまいます。その格差の是正を行うために国連が1979年に採択したのが「女子差別撤廃条約」です。この条約を日本は1985年に批准しました。

# 子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために 仕事と子育ての両立を ～次世代育成支援対策推進法～



## 【ワーク・ライフ・バランスで豊かな生活】

2006年に内閣府が行った「仕事と生活の調和に関する調査」によると、性別や年齢、既婚未婚に関係なく、ワーク（仕事）とライフ（生活）のバランスがとれている人ほど、仕事への意欲が高く、生活の充足度も高いという結果でした。職業をもち、仕事に全力投球する一方で家庭で子どもとの時間を大切に、家族といっしょに充実した毎日を過ごすことができれば、「仕事」も「家庭生活」も両立した生活の方が、生き生きと生きていけるはずですね。

冒頭の「どうしよう？」の、まさに特効薬といえます。夫が育児や家事を経験していると、妻が倒れても大丈夫。家事・育児を分担し、妻も仕事を持っていけば、万が一夫がリストラされても生活していけますね。

一人ひとりが仕事だけ、家事だけという役割だけでなく、「仕事も家事も」両方バランス良く家族で分かち合うことが、家族全員が「豊かな人生を生きる」ということになるのではないのでしょうか。

## 【企業の両立支援】

一方、企業の中でも「ワーク・ライフ・バランス」を進める取組が全国で広まっています。

「育児・介護休業法」が求める制度を就業規則に盛り込んだり、企業独自の制度を設けて子どもたちを育てる従業員を支援しています。

例えば企業敷地内に保育園を設置運営し、従業員であるパパは子どもを預けて出勤し、退勤時にはお迎えをしてそのまま帰宅。あるいは、妻の出産時に合わせて取得できる「出産休暇」により、父がお産に立ち会うことが出来るなどの特別休暇制度を整備している企業もあります。

企業の様々な取組は、両立支援総合サイト「両立支援のひろば」ホームページから検索できます。アドレスは、裏表紙をご覧ください。



## 男女共同参画関連 法律制定の動き

- 1979 「女子差別撤廃条約」国連採択
- 1985 同条約に日本が批准
- 1986 「男女雇用機会均等法」施行
- 1999 「男女共同参画社会基本法」施行
- 2005 「次世代育成支援対策推進法」施行
- 2010 改正「育児・介護休業法」施行

## 「一般事業主行動計画」とは

101人以上の従業員を雇用する企業は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定し、都道府県労働局に届出、公表、従業員への周知が義務付けられています。

その中では、従業員のニーズを踏まえて

1. 従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備
  2. 子育てしていない従業員も対象にした多様な労働条件の整備
- などに取り組むための計画期間、目標、対策を定めることとなります。

## 厚生労働省

## 「くるみんマーク」の認定制度

「一般事業主行動計画」に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした企業を、申請によって「子育てサポート企業」として認定しています。

認定を受けた企業は、この「くるみんマーク」を商品、広告、求人広告などにつけ、子育てサポート企業であることをアピールすることができます。

詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/>



# 「北海道両立支援推進企業表彰」を受賞されました

## 会社をあげて 社員の「仕事」と「家庭」の両立を支援

恵庭建設  
株式会社



代表取締役社長 野村 幹夫氏。  
にごやかにお話をいただきました。

平成 17 年に設定され、北海道が表彰するこの制度は平成 22 年までに道内各地の企業 20 社が受賞していますが、平成 22 年に恵庭建設株式会社が恵庭市内の企業では初めて受賞されました。そこで、どのような取組をされているのかお話を伺いましたのでご紹介します。

改正育児・介護休業法による規定は従業員が 100 人以下の企業については一部の項目が平成 24 年 7 月 1 日からの施行になっていますが、同社はすべての項目を就業規則に規定し平成 22 年 4 月から適用させました。

さらに独自に小学校・幼稚園・保育園等に通う子どもの行事参加のための休暇制度を設けました。社員からの意見をもとに創られたこの制度は平成 23 年 3 月までの 1 年間で、対象になる 6 名全員に延べ 11 日利用されたとのことです。

さらに看護休暇は対象者 8 名中 4 名が利用。多い人で 7.5 日の利用実績がありました。

工期内での作業が求められ、不規則な勤務になりやすく休暇がとりにくい建設業にあってこのように先進的な休暇制度を設けたことについて、野村幹夫社長は「業界は競争が激化して厳しい状況であるし、作業にも気を遣い社員に負担をかけなければならないという中では、少なくとも“働きやすさ”くらいは

### 「北海道両立支援推進企業表彰」とは

北海道は労働者の仕事と家庭の両立を促進するため、育児休業制度などの取組を積極的に推進している企業を表彰しています。

表彰企業は、①育児・介護休業法に定める各休業制度等と同程度以上の規定を有し、かつ、規定に基づく休業制度等の利用者があること②次世代育成支援対策推進法に規定される一般事業主行動計画を策定し、届け出を行っていること③仕事と家庭の両立の促進に積極的に取り組んでいることなど、これらの取組を総合的に審査して決定されます。

環境整備する必要があるのではないか」と話されます。社員は子育て真っ最中の年代から介護が必要な親御さんと同居する年代まで、いろいろな生活を送りながら勤務しています。人間関係が希薄になる中、子どもたちは両親そろって子育てすることが必要であり、学校行事に参加して子どもや夫婦間のコミュニケーションをすることで家庭の中がうまくいき、最終的に仕事に集中してもらえれば、と考えたそうです。

きちんと制度化した規則は企業 LAN に掲載して全員に周知。トップの方針が浸透すれば、職場の上司も「そうか」と、代替を入れるなど調整が可能になってきます。各職場では相談をして互いにやりくりしてできるだけ休めるようにしているそうです。特別休暇として制度化されているので有給休暇よりも休みやすいとのこと。

野村社長は「こういったことは数字で成果を求めるのではなく中長期的な視野に立ってじわっとプラスになるといいなというくらいの気持ちでないと始められません」と笑顔で話されます。

家庭は家族円満、和に包まれた職場で今日も仕事に全力投球。素敵な職場ですね。

## 両立支援関連ホームページのご紹介

### 両立支援総合サイト「両立支援のひろば」ホームページ

<http://www.ryouritsu.jp/hiroba/>

厚生労働省委託による21世紀職業財団運営。

「一般事業主行動計画公表サイト」があり、「仕事と家庭との両立に悩んだら?」「従業員が働きやすい職場づくりは?」といったわかりやすいQ&A「お役立ち情報」も。ぜひ参考にどうぞ。



### 厚生労働省委託事業。

「イクメン」宣言、「イクメンの星」紹介、「育児、育休体験談」と盛りだくさん。読み応えがあります。



「イクメンプロジェクト」ホームページ  
<http://ikumen-project.jp/index.html>

## 相談窓口ご案内 ～就労・法律について～

求職・仕事についての相談 必要な書類をお電話で確認してからお越しください。

ジョブガイド恵庭 Tel: 0123(35)3100

住所: 恵庭市京町 56-1 MY 恵庭ビル 3階

(月～金 8:30～17:00 祝日・年末年始除く)

ハローワーク千歳マザーズコーナー (求職する女性・母親対象)

Tel: 0123(24)2177 住所: 千歳市東雲町4丁目2-6

(月～金 8:30～17:00 祝日・年末年始除く)



法律相談(相続・離婚・債務など) 事前に予約が必要です

弁護士による無料法律相談

予約受付: 恵庭市広報広聴課 Tel: 0123(33)3131(内線 2363)

(月～金 8:45～17:15 祝日・年末年始除く)

相談日: 毎月第一・第四火曜日(午後)、第三火曜日(夜間)

情報紙のご感想をお待ちしています 総務部総務課まで

発行 平成23年9月  
恵庭市総務部総務課男女共同参画担当  
(33)3131(内線2211)